慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法律発達の新紀元
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.1 (1909. 7) ,p.97- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090701-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜錄

法律發達の新紀元

小倉和市

憲法史及び憲法々理の研究に關し現代法學界のオーソリテーと稱せらるゝハニス、テーラ氏は近頃北米評論紙上に於て「法律發達の新紀元」と題する一大論文を公にせり。其所論中吾人の一讀に價するもの少なからざるを以て予は左に其要點を紹介せん。

歴史派法理學の泰斗たるサビニーは千八百十四年「現代」の急務なる一書を公けにし法律は國家的生命の要部なるとを世界に明らかにせり。氏は云へり。「予は各國の法律を以て其國家を組織する要素の一部なりと看做すものなり。從て法律は單に一時の好奇心を滿足せしめんが爲めに制定せられたる粧飾に非らざるを以て其欲する所に從ひて自由に改廢し得可き性質のものに非ず」と。卽ち氏は法律を以て個人の意思によりて隨意に制定せられたるものと看做すことなく、恰かも個人の慣習又は言語の如く人民の自覺より自然的に發生したる一の結果なりとなすものなり。曰く「人民は常に眞の立法者なり」と。斯くて氏は法律の發達を言語の變遷に比し、論じて曰く。

個人の生涯か寸時と雖も全然靜寂の狀況にあることなく絶えず有機的發達をなしつゝあるものなるが如く、國家の生涯の場合に於ても、將又國家を組成する一分子としての個人の生涯の場合に於ても常に轉輾止むなきものなりとす。故に吾人は言語が絶えず變遷發達しつゝあるを見ると同時に法律に於ても亦同樣の經過の行はれつゝあるを見る。

左れど此サビニーの所說と雖も其由來を繹ぬるときは決して氏の獨創の意見と云ふ可きに非ずして氏の時代に先ち現に比較博言學として知らるゝ一科學を創出したる一派の學者の研究に其源を發す

るを見る。然り而して此比較博言學なるものが其本質上吾人を裨益したる點は固より尠小ならずと雖も、其更に一層人類の思想界に貢獻したる點は同學本來の職務によりてよりも寧ろ其手段として新に採用したる比較研究法其もものなりとす。諸種の問題に對して此研究方法を應用したる結果比較鬼神論、比較政治學及び比較法律學等の發生を見るに至れり。加かも此比較法律學及び比較政治學の力により、近代の文明に對し最も密接重要なる貢獻をなしたる諸國の發達史に通常「政治」及び「法律」として知らるゝ獨立にして且つ概括的なる觀念を發生せしむるに至れり。

國家建設の科學若しくは萬國憲法學とも稱す可き比較政治學の研究の結果として得たる最も重要なる點は、古今東西に通ずる國家の觀念如何との問題に答へて、國家とは部落社會を其出立點となし其集合によりて成立したる一の團體と答ふ可きものなりとなすに至りたるの事實なりとす。彼の英國に於て近世の模範的國家として知られたる英蘭は郡(シヤイアー)の集合なり。而して各郡は百家邑(ハンドレット)より成り、各百家邑は部落社會より成るものなり。新國土を征服して之に定住し、而して後統合的過程を經て國家を建設するの國民的能力は之れ英人をして殖民的國民たらしめたる原動力をなすものなり。斯かる統合的過程を經、且つ無限の發展に適合する地理上の狀態を利用して北米合衆國と稱する聯合共和國は建設せられたり。斯く古今に共通する政治組織の起源及び發達を探究したる後比較政治學者は、建築學者又は動物學者が建築物又は動物を分類して之を整然排列するが如くに、政治組織を分類排列せんと試みたり。斯くて國家の外部的形體換言すれば國家的組織完成の沿革が比較政治學者の手によりて嚴密なる批評研究を重ねられたる後に至りて始めて比較法律學なるもの起り、現に明確獨立の法典として存在するが如き國家の內部的組織換言すれば私法の研究か企圖せらるゝに至れり。斯かる比較研究の結果として現今世界に存在する法律制度は之を五個の系統に分類するとを

得るものなるを發見するに至れり。五個の法系とは卽ち羅馬法系、英國法系、回々教徒法系、印度法系及び支那法系を云ふ。此各法系の行はる區域を精細に觀察するときは現今所謂文明世界の約十分の九は羅馬及び英國の二法系によりて殆んど等分に支配せられ居ることを發見す可し。

都市的共和團體を單位とする古代の國家制度が廢滅に歸し、國民を單位とする近世歐洲の國家制度が勃興せるに當り、羅馬の公法卽ち憲法行政法等は甚しく懸隔ある新政治狀態に適合せざるが故に排斥せられ、唯自然的平等及世界的理性の原則の上に建設せられて近代世態の變遷に遭ふも其效力を失はさりし私法卽ち家族關係、財產關係、契約關係及び私犯等を支配する法律のみ殘存するに至れり。此羅馬の私法は爾來歐州大陸諸國の法典の基礎をなし、更に墨國、中央亞米利加、南亞米利加、南阿非利加に於ける或國家、蘇格蘭及びルイジヤナに及べり。更に他方に於て英國の公法は驚く可く其範疇を擴め今や世界の公法界に無限の勢力を占むるに至れり。卽ち英國の憲法制度が政治組織の模範たるは最早爭論の餘地なき者と認められ、現時世界に存在する民主政體の多くは皆其範を英國に採るに至れるなり。佛國革命の初期以來歐洲大陸に於ける各國家は爭ふて英國々會に倣ふて國民議會の制度を採用せり。左れど彼の兩院制度と稱せらるゝ特殊の主義を包含せる模範的英國々會か歐洲大陸諸國の憲法に於て全然模倣せらるゝに至りしは北米合衆國の創立者が盛んに英國主義を稱揚して之を採用したる後の事に屬す。彼の墨國、中央亞米利加、及び南亞米利加の諸國か漸次合衆國の憲法制度に接近しつゝあるの事實を觀測するは世界の國家制度に關する沿革の研究中最も愉快なるものなり。羅典亞米利加に於ける或國家は其憲法として亞米利加に於て變改を加へられたる英國憲法と酷似せるものを採用し。又或國家は相集まりて米國の例に多少の變更を加へて聯邦を組織せるものあり。斯く墨國、中央亞米利加、及び南亞米利加の諸國が國家の外部的組織に於て如何なる點

迄英國憲法を採用せるを問はず、其内部的關係を規定せる私法は羅馬法主義を採用せるものなるは疑なき所なり。此事實は英國の模範に倣ひて其憲法を制定したる歐州大陸に於ても亦等しく之を認むることを得可し。

予は三十年間比較法律學の研究に從事したる後羅典亞米利加の諸共和國—其憲法は實際上英國的にして其私法は實際上羅馬的なる—現在の國家制度を分析研究するに當り、今や羅馬法系と英國法系との間に全世界的の大混同行はれつゝありて、其結果予の敢て「將來に於ける模範的の國家法制」と呼ばんとするものゝ起らんとするの兆あることを發見せり。予は頃日刊行せる一書の緒論に於て此思想を公表するに當りて下の如く説明せり。

全世界現在の國家制度を互に相關連せる一大圓團なりと綜合的に觀察する法律學者にして、若し其注意を特に此問題に注ぐときは、彼等は過去一世紀間に於て漸次に羅馬法系と英國法系との間に混合ありて今や遂に法制發達の史上に一大新紀元を劃するの現象か發顯するに至りたるの事實を認識せさるを得ず。數世紀に渉れる進歩發達の後羅馬の公法卽ち憲法行政法は其姿を沒し、其内側の部分卽主として裁判官の制定に係る羅馬の私法は所謂適者生存の原則に從ひ普遍不磨の大典として今日に傳はるに至れり。之と同過程同理由により英國の法制中最も顯著にして且つ最も議論の少なき部分卽ち公法は今日に存續し、一般に承認せられたる政體根本の原則として漸次に其勢力範圍を擴張しつゝあるなり。此現象は歐洲大陸諸國、羅典亞米利加の諸國及びルイジヤナ州の國家制度に於て、現に羅馬英國兩法系の各々顯著なる部分が互に混合しつゝあるの事實に徵して之を知るとを得可し。今佛國現時の國家制度を採りて之を説明せんか吾人は同國家の外部的組織卽ち國會政治の制度は全然英國的なると同時に、其内部的組織卽ち私法上の原則はナポレオン法典に其基礎を有することを發見す可し。其數十七を算する羅典亞

米利加の諸共和國も亦等しく北米に於て其形體の上に多少の變更を加へられたる英國の憲法を採用せると同時に其私法は之を羅馬法系に仰げり。以上論述する所によりて吾人は羅馬英國兩法系の混合によりて其外皮は英國系の公法にして其内部の法典は羅馬系の私法なる一の模範的の國家法制が急速に發生しつゝあるの事實は明瞭なりと斷言することを能はざるか。著者の知れる範圍にては此重大なる概括的斷定が一の研究問題として法理學者に提供せられたるは今回を以て嚆矢となす。從て此問題を公表するに先ち英語使用世界に於て最も著名なる二三の法律學者に就きて細密周到なる批評を乞へり。

法理學界に於て最も有力なる批評家の一人なるジエームス、ブライス氏は偶々予の近傍に住せらるゝを以て予は此問題に關する予の概括的斷定に付きて氏の批判を仰げり。次で予の原稿はブライス氏の之に對する批評と共にトーマス、エルスキン、ホーランド氏に示されたり。氏はオックスフオードより予に答へて曰く。

殊に予は「英國法系の公法を外皮となし羅馬系の私法を内部の法典となす」ちふ貴著諸論第九頁の斷定が眞理にして且つ一新機軸を出だせるものなるを確信し此點に於てはブライス氏と其感を同じくするものなり。從て予は貴下の云はるゝが如く全く未開拓の研究 圍に屬する此問題に關し貴下が羅典亞米利加に關する章に於て説明せられんとする所を大なる興味を以て期待するものなり。

予は著書を公けにしたる後羅馬法系と英國法系との間に現に發生しつゝある大混合を指摘せる予の意見を急ぎて獨逸に於ける羅馬法の大家ルドルフゾーム博士及びライプチツヒ大學のフオン、エル、ミツタイス博士の批判に委せり。予は云ふ迄もなくミツタイス博士の答書に對し多大の謝意を表するものなり。博士は云へり。

羅馬法系と英國法系とか如何なる活動狀態にあるかを一般歷史上の事實關係に徵して之を説明

せんとするの思想は有效なると同時に又堂々たるものなり。予は貴下の著書が多大の敎訓と感化力を包含することを發見せり。殊に予は羅馬法學者として羅馬法が斯かる遠隔の地に於てすら廣く採用せられ永久不滅の光彩を放ちつゝあるを見て衷心歡喜の情に耐へざるのみならず貴書によりて予が嘗て知らざりし多くの事實を知得することを得たり。實に貴下の指摘せられたる羅馬英國兩法系の結合問題は最も興味あることに屬すと。

ゾーム博士は予の所說に對し或種の制限を主張せられたる後左の如く云へり。

世界の二大法系たる羅馬法と英國法との關係如何及び一方に於て英國の公法と他方に於て羅馬の私法とが世界の文明國に普及せる狀態如何に付きて述べられたる貴下の所論は確かに一面の眞理を含みて法學進步の或方面を表示し、法學史上に顯はれたる大體の徑路を最も確なる方法にて描出するものなりと。

予がゾーム博士の主張せらるゝ凡の制限は予の著書中に詳密に論定せられ居ることを明示するや氏は直ちに其異議を撤回して下の如く云へり。

故に實際の結果に於ては貴下と予との意見は要するに同一なるものにして其異なる所は唯表示の語句及び方法のみ。兎に角貴下が研究の結果に出でたる所說は無量の實質を僅々數言を以て明確に表示するの方法によりて一千年に涉れる法學の進步を最も簡單なる言句に縮寫するの大利益を有すと。

予の所論は殊に羅典亞米利加に關する所多きを以て予は更に之を同大陸に於ける法律家の魁と目せられ現に華盛頓に駐在する伯剌西爾國大使セールナブコ氏に致して其意見を徵せり。氏は答へて曰く。

貴下は對等の事象を捕へ來りて能く之を綜合し明らかに相分立する事實の間に伏在する密接の關係を摘示せり。今一般の歷史を達觀するに社會の訓練及び組織に關して大なる影響を及ぼす

二個の顯著なる要素あり。之を羅馬の私法及び英國の公法なりとす。此兩者の普及せる全般の範圍を測定せんとせば何人も其範圍の廣汎なること、其根據の確實なることを見て驚倒せざるを得ず左れど此二大法系を打つて一丸となさんとするは貴下を以て嚆矢とす。換言すれば古代文明の特質を形成せる一致と近世文明の特徵を表示せる自由との兩思想を結合せんとするは實に貴下の卓見なりと云はざるを得ず。貴下の提唱する此思想は實に意義深遠にして新進氣鋭の學者に對して好個の研鑽材料を與ふるものなるのみならず羅馬法の研究者に取りても將又英國法の研究者に取りても新たなる興味を與ふるものなりと。

予は次に此問題を現代國際法界のオーソリテーなるケンブリッヂ大學敎授ウエストレーキ博士に質せり氏は曰く。

之れ健全にして且つ有效なる斷定なり。此斷定は歷史上動かす可からざる兩法系の勢力を各々公平に認むることにより人をして互に他の眞相を了知せしむるの助となる可し。羅馬法學者は英國の普通法が羅馬の私法上に及ぼしたる影響をば尊敬の念を以て研究せざる可からざると同時に英國の法律家も亦其普通法なるのは其全部か若しくは少なくも其大部分は自國民の產出に係るものなりと云ふが如き誇張の言を弄するの頑迷なるを自覺せざる可からず。兩者は各其當然に受く可き制限を承認しつゝ其公認せられたる大主張を支持して滿足して可なり。

職をジエフアーソン法律學校に奉じ比較法律學の專門家たるシヤツケルフオード、ミラーは詳密周到なる批評を試みられたり曰く。

テーラー博士によりて始めて試められたる羅馬英國二大法系の混同に關する概括的斷定は法律學及び政治學上全然嶄新の想見なり。彼の法律進步の要素を擬制、衡平及び立法の三者なりと概言せるメーン氏の意見深長なる斷定に似て嶄

新明確にして且つ深長なる意義を有するテーラー氏の概括的斷定は直ちに到る所の法理學者によりて承認せられざる可からず。

斯く予が予の概括的斷定に對して各國知名の法律學者が公けにしたる明瞭にして積極的なる賛同の意見を列擧せるは之れ世人は未だ本問題の頗る緊要なるものあるを感知せざるにも拘らず、予の斷定の頗る健全なるは普く識者の認むる所なるを證明せんとの目的に出でたるものなり。

適者生存の理法を包含する進化の法則を說明するの材料としては羅馬の私法が羅馬法系中の最適の部分として殘存せること、英國の公法が英國法系中の最適の部分として殘存せること、及び此殘存せる二個の適者が現代に至りて突然世界的混同をなせることより適切なるものはなし、斯く一世紀を過ぐること多からざる短年月の間に於て舊式又は機械的なる史學的研究方法より新式なる社會學的研究方法に推移せる變遷の源因は、物質界に於て消長興亡を支配する永久劃一にして普遍的なる法則は又等しく社會及び其組織の消長興亡をも支配するものなることを覺悟して後始めて了解することを得可し。彼の佛國革命は斯種の覺悟に有力なる興奮劑を與へたり。從て彼の舊式制度崩壞の期に先ち風雷將に大に至らんとして大空先づ寂滅の狀を呈せるの時には深く潛伏せし社會的の諸勢力をして突然活躍するに至らしめたる驚天動地の大變革に際し最も近密の地位にありたる佛國學者は千八百十五年平和條約の締結を見るや卒先して新觀點より世界歷史を改纂するの大事業を企てたり。オーガスト、コントは切瑳琢磨の結果ライブニツク。デカルト等の徒と思想界の雄を爭ふに至り首唱して曰く「社會の組織は一の完全なる統一體として觀察し攻究せざる可からず。如何となれば社會に於ける諸種の現象の間には頗る密接なる關係の伏在するあるを以て其中の一現象に關して起れる變動は直ちに他の凡ての現象に對して其影響を及ぼさゞれば止まざるものなればなり」と。デヤスチス、ホームスは嘗て說ひて曰く。

現代の傾向は事物を說明するに當りて其事物發生の當時に於ける諸種の狀態を詳述し、且其事物が爾後成長發達するに際し時々變動する四圍の境遇より如何なる影響を受くるやを仔細に觀察するにあるものなるが此傾向は法學研究の範圍に於ても其顯著なること敢て他の智識的活動の場合に於けると異なることなし。斯かる法學研究の方法は(一)特殊の法理を其適宜の場所に適用し得ること。(二)法律の各部相互の關係を一層明瞭になすこと。(三)紛糾厭ふ可き傳說を一掃し去ること及び(四)法制の組織に關して根本的なる部分と單に一時的の部分を區別すること等の點に於て英米の法律に對し過去に於て大に貢獻せる所あるのみならず現在に於ても尙且つ重要なる利益を與へつゝあるものなり」と

此研究方法は羅馬法の領域に於ては更に一層有效なるものありき。然り而して歷史派の法學者は今や能く法理學は羅馬人の發明せる所なるを了解するに至れり。凡ての法律を公法と私法とに分類するは羅馬人の創設せる所なるが其分類は何等意義上の變化を來すことなくして近世に及べり。羅馬の私法なるものは基督敎が大勢力を有するに至れる以前に於て其系統の絕滅に歸せる異敎法律學者の制定に係るものなるが故に彼等が法律の發達上に貢獻したる諸種の事業を編纂したる法律集が基督敎の使命及び組織と何等相關係する點を示さゞるは當然なりとす。實に此法律集は飽く迄人類を本位とする異端的のものにして基督敎なるものが社會組織に重大なる感化影響を及ぼせし以前羅馬に於て存在せし人類生活の狀態を描出したる一の人生學を形成するものなり。彼の十二銅表に包括せられたる嚴格なる古代の法律を漸次に進步發展する社會の要求に適合せしむるの必要を生ずるや所謂裁判官の法律は一の溝渠をなし、之によりて羅馬の萬民法は古代の法制中に注入せられて其不足を補充するに至れり。斯くて裁判官の法律は至つて雜駁にして且つ概括的なる方法によりて漸次に人類相互間の行爲の標準たる可き、自由にして

且つ公平なる法律上の原則を產み出すに至れり。羅馬の法律學者は更に進んで人類の行爲の裡に深く潛在する殆んど無意識的なる意嚮を穿鑿して道德的の本源に遡り其本性を發見せんとする微妙の問題を解決するに當りて人類の取引行爲には必ず善意なる要素を具有せざる可からざることを確かめ、且つ此要素を各個の場合に適用するに當り非常なる天材を發揮せり。此要素は爾來時日と實際との試驗に耐へ遂に羅馬私法をして千載不磨の勢力を扶植せしむるの因をなすに至れり。想へ羅馬の文明が產出せる新機軸中今日に殘存せるものは唯羅馬私法の一あるのみなるを。

其後羅馬帝國は廢滅に歸し北方の蠻族が大擧南下して帝國敗亡の跡に定住するに至りてや、彼等は其鄕土の森林原野中より携へ來れる新主義の國家組織を玆に創立するに至れり。現今全世界を支配する公法の新觀念は實に遠く其源を此蠻族の國家組織に發するものなり。有史以來吾人の眼に映ずるチユートン民族の政治的制度は常に代議政體の基礎をなせる諸原則の萌芽を包含せざるものなし然り而して今日の歐洲列國中チユートン民族によりて舊羅馬帝國の領域上に作られたる殖民地が漸次に發達したるものにありては何れも代議政體を建設せんが爲めに時にありては非常の刻苦經營をなさゞるものなかりき。左れど斯かる計畫をなしたる大陸諸國中何れの國家に於ても其計畫は遂に失敗と失望とに終りたるは頗る顯著なる事實なりとす。斯くて歐洲大陸諸國に代議政體を建設せんとする腐心焦慮は何れも第十六世紀に至りて其跡を絕つに至りぎ。ギゾーの言を借りて之を云へば「純粹なる君主政體は一般に採用せられ、唯英國のみ代議政體を樹立せり。而して斯かる時代は第十六世紀より佛國革命迄繼續せり」。實にチユートン民族中所謂「チユートン民族の創設」に係る代議制度を維持せるものは獨り英國あるのみにして英國は野蠻蒙昧の時代より近世に至る迄代議政體の原則を擁護し來りたるなり。斯くの如くにして英國は實に國會の母たるの名譽を其頭上に戴けるなり。換言すれば英國は世界に對して立憲代議政體を敎示するの大任務を帶びたるなり。佛國革命以來歐洲大陸の各國は殆んど皆爭ふて英國の例に倣ひて其憲法を制定せり。英國の政治的模範は佛國西斑牙、葡萄牙、及びネザランド王國なる名稱の下に一團をなしたる和蘭と白耳義の採用する所となり更に其後獨逸、伊太利、及び墺太利の學ぶ所となれり。自然繁殖の作用によりて英國憲法は北米に及び多少の變更を加へられたる後此地に勃興せる諸小邦の採用する所となり所謂模範的英國流の國家を形成せり。而して此模範的英國流の國家は其後北米合衆國を生み出したるものなり。斯く繁殖作用によりて變更を加へられたる英國憲法は南亞米利加に涉り十七を算する羅典亞米利加諸共和國の國家組織を左右するに至れり。若し國家にして一の時計に比す可くんば其外皮は卽ち國家の政治的組織又は公法を代表し其內部の諸機械は國家の內部の法典卽ち私法を代表するものなり。此說明を能く會得するときは現に歐洲大陸諸國及び羅典亞米利加の諸國の法制に於て見るが如き二大法系の明確なる新結合の眞相は一見にして之を了解することを得可し。佛國革命以來到る所に於て國家の外皮とも稱す可き公法卽ち憲法に付きては英國主義採用せられ、其內部の構造卽ち私法に付きては羅馬法主義の採用せらるゝを見る。若し那破翁にして今日に生存せば彼は「世界に於ける二大法系中の最も優强なる部分の聯合は予の眼前に於て發生せり」と絕叫するならん。斯かる事實は羅馬の私法及び英國の公法が久しく幾多の苦難經驗と戰ひつゝ各個獨立に發達し來り、今日に於て遽かに相合致團結するに至りたるの因緣を吾人に了解せしむるの材料となるものなり。

斯くて將來英國の公法を經とし羅馬の私法を緯とする模範的の國家法制が發生したる場合には如何なる實際上の結果を生ず可きや。日本も亦文明の軌道に進入して以來其法制に於ては前述の新傾向に從ひ一方に於ては英國の範に倣ひて國會制度を樹立せると同時に他方に於ては獨逸を通じて著し

く羅馬私法の精神を輸入し以て其固有傳來の法制を補充せり。吾人は露土兩國に於ても亦頓みに同樣の變遷が發生しつゝあるを見る。想ふに此兩法系が全世界を通じて研究の目的物とならざる可からざるや明けし。今後に於ては何人と雖も苟くも英國の公法と羅馬の私法とを併せて其蘊奥に達したる者に非ざれば法學者なりと主張すること能はざるに至る可し。先年英國の大學に於て羅馬法研究熱の復興を見たり。其後此研究熱は合衆國に及びたるが合衆國は玖瑪、ポート、リコ及び非立賓群島と緊密なる關係を有するに至れるを以て此問題に關する研究は一層其興味を感ずるに至りき。今や全世界に於て公法の研究に從事する者は其思想を同一の燒點に集中せるを以て彼等は遂に立憲政體に關する世界的の根本原則を案出し、各國は主として此原則を基礎とし唯此原則を自國特殊の境遇事情に適應せしむるが爲之に對して多少の制限を加ふるのみとなるに至らん。之と同種の過程を經て一の同化作用起り遂に世界的私法典の發生を見るに至り之によりて一切の契約關係及び財産關係は其實質に於ても(實質法)將又形式に於ても(手續法)同一の主義原則を基礎とする法則によりて支配せらるゝに至らん。現在文明國に於ける商法典は皆其實質を同ふするのみならず、從來慣用し來れる普通法に基く訴訟法に代ふるに、後羅馬帝國に於て採用せられ、現に北米合衆國に於て「改正訴訟手續」として知らるゝ一層便利にして且つ一層論理的なる形式を以てせんとするの傾向が太西洋の兩側に存在する英語使用國民間に漸次其勢力を增しつゝあるは頗る顯著なる事實に非ずや。加之合衆國に於ける商業都市間に於ては商業取引に關する紛糾を陪審官制裁判所の管轄外に置きて之を仲裁者(レフェリー)の判定に委せんとするの傾向頗る盛なるに至れり。要するに彼我交通の便愈發達し世界各民族の觸接愈緊密となるに從ひ世界的私法典を要求するの念は愈々增大するに至る可し。加かも斯かる結果は羅馬の私法が其版域を擴張すること愈々大なるに從ひ愈々可能の域に近づくものなりと云ふことを得可し。(完)

社會主義と共産主義

高橋誠一郎

社會主義は素と其性質單純なるものにあらずして、一個の復雜なる運動なり。社會主義は明かに共産主義的並に無政府主義的の傾向を有す。卽ち人は社會主義者全體を分つて共産主義的社會主義者及び無政府主義的社會主義者の二種に類別することを得るものなり。社會主義、共産主義及び無政府主義の歷史を研究する時は這個三樣の運動が互に相關連する所多きを知る可く、而して社會黨が分岐して共産黨並に無政府黨の分派を有するに至るは往々史上に見る所にして、無政府主義者並に共産主義者の一團が社會主義の赤旗の下に結合するが如きも亦其實例に乏しからざるなり。

社會主義は其歷史上並に感情上に於て共産主義及び無政府主義と密接なる關係を有するの點よりして國家を敵視す、而して幾多の社會主義者は其廢滅を希望す。卽ち

生産要素の私有權全部が其所有權者より剝奪せられたる時、社會は一新時代に入るなり。斯くて現在社會並に人類生活の狀態は一變して、國家組織は漸次其基礎を失ふに至る。宛も超自然的生物、若しくは超自然的理性に對する信仰の存在せざるに至りし時、宗敎の滅盡するが如く、國家は上層階級の滅亡と共に消失す。(Bebel:—Woman, p. 178.)

と曰ひ、或は

國家が社會全體の眞個の代表者として現れたる最初の行爲、卽ち社會を代表して生産要素を占有することは亦以て其國家としての最後の獨立なる行爲なり。社會關係に對する國家の干涉は順次に不用に歸し、遂には其廢絕に終るものなり。政府の人民に對する支配權に代るに事物並に生産方法の指揮管理を以てすることゝなる。